



ふるさと納税の増加に伴う経費と積立の増額

1 事業名

- ①個人版ふるさと納税促進事業
- ②水と緑と文化のまちづくり基金事業
- ③地域福祉基金積立事業

2 補正予算及び専決処分の理由・内容

個人版ふるさと納税に係る経費及び基金への積立について、令和7年第3回加須市議会定例会において同年7月末までの寄附実績に基づいて算出し、増額補正を行いました。同年9月の寄附金額が大幅に増加し、補正予算措置額を超過しました。

そのため、10月以降の経費の支払いに支障が生じることから、改めて返礼品等に係る経費及び基金への積立額を増額するものです。

※この補正予算は、令和7年10月20日に専決処分したものです。

○個人版ふるさと納税の件数及び寄附額

	当初予算 年度末見込み	令和7年第3回定例会 年度末見込み	令和7年10月現在 年度末見込み	増減
寄附件数	33,000 件	50,000 件	61,000 件	11,000 件
寄附金額	473,400 千円	996,000 千円	1,750,000 千円	754,000 千円

3 補正予算の積算

①個人版ふるさと納税促進事業（返礼品等の経費）

	当初予算額	現行予算額 (第3号補正後)	決算見込額	補正予算額
報償品費（返礼品代・送料）	151,680 千円	318,720 千円	560,000 千円	241,280 千円
その他（手数料、委託料、郵便料）	95,427 千円	195,978 千円	339,838 千円	143,860 千円
合計	247,107 千円	514,698 千円	899,838 千円	385,140 千円

A

②水と緑と文化のまちづくり基金事業、③地域福祉基金積立事業（基金への積立）

	当初予算額	現行予算額 (第3号補正後)	決算見込額	補正予算額
水と緑と文化のまちづくり基金	462,800 千円	980,770 千円	1,721,700 千円	740,930 千円
地域福祉基金	10,300 千円	14,930 千円	28,000 千円	13,070 千円
河野博士育英基金	300 千円	300 千円	300 千円	-
合計	473,400 千円	996,000 千円	1,750,000 千円	754,000 千円

B

C

4 補正予算額 1,139,140千円 (A) + (B) + (C)

- ①個人版ふるさと納税促進事業 385,140千円 (A)
- ②水と緑と文化のまちづくり基金事業 740,930千円 (B)
〔特定財源〕その他：740,930 千円 水と緑と文化のまちづくり寄附金
- ③地域福祉基金積立事業 13,070千円 (C)
〔特定財源〕その他：13,070 千円 地域福祉寄附金



人事給与システムの改修（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律への対応）

1 事業名 人事管理事業

2 補正予算の理由・内容

国の少子化対策として子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和6年6月12日に成立し、全世代が子育て世帯を支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設されることになりました。

令和8年度より、埼玉県市町村職員共済組合保険料に併せて子ども・子育て支援金を賦課・徴収する必要があるため、職員人事給与システムの改修に必要な経費を措置するものです。

（試算）共済組合加入者一人あたりの平均月額：350円
※支援金額は、年度ごとに段階的に上がる見込み

主なシステム改修内容

項目	改修内容
保険料率保守	子ども・子育て支援金率の項目追加
共済費計算	計算処理追加
明細・帳票修正	支給明細・負担金明細・各帳票の修正

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
委託料	人事給与システム改修 1,200,000円×1.1=1,320,000円	1,320千円

4 補正予算額 1,320千円



第88号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第5号）

第93号議案 令和7年度加須市下水道事業会計補正予算（第1号）

公用車のカーナビに係る 未払分のNHK放送受信料の支払い

1 事業名

- ①庁舎維持管理事業
- ②車両管理事業
- ③公共下水道一般管理事業（下水道事業会計）

2 補正予算の理由・内容

NHKさいたま放送局からの通知(令和7年5月受領)において「公用車のカーナビに付属するテレビも受信契約の対象になる」旨の記載があり、公用車に設置されているカーナビに係るNHK受信契約について確認したところ、未契約が12件あることが判明したため、受信料の支払いに必要な経費を措置するものです。

併せて、テレビの受信を必要としない公用車について、カーナビ付属のテレビチューナーを撤去するための費用を措置するものです。

未払分放送受信料期間	設置台数
平成21年度～令和7年度※	12台

※ 公用車のカーナビに付属するテレビを設置した月に遡って、受信料の支払義務が生じる

3 補正予算の積算

(1) 一般会計 11台分

事業	内容	補正予算額
①	放送受信料未払い額	1,380千円
②	テレビチューナー撤去費用※	198千円
	合 計	1,578千円

※ 11台中2台はリース車両のため、撤去の対象外

(2) 下水道事業会計 1台分

事業	内容	補正予算額
③	放送受信料未払い額	146千円
	テレビチューナー撤去費用	22千円
	合 計	168千円

4 補正予算額

(1) 一般会計 1,578千円

(2) 下水道事業会計 168千円



特定在留カード等に住居地情報等を記録するための情報機器の整備

1 事業名

戸籍住民基本台帳事業

2 補正予算の理由・内容

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」（令和6年6月21日公布）により、外国人が、マイナンバーカードと一体化した在留カード等（特定在留カード等）を取得することが可能となりました。

これに伴い、住民登録のある外国人が住居地を変更する際、特定在留カード等または現行の在留カード等に住居地情報等を記録する必要があります。

令和7年5月に出入国在留管理庁発出の通知において、マイナンバーカード・在留カード等一体化に係る情報機器の詳細が示されたことから、その整備に必要な経費を措置するものです。

※対象者

加須市に住民登録のある外国人 4,264人（令和7年11月1日現在）

※特定在留カード等とは

マイナンバーカードとしての機能を付加した在留カードまたは特別永住者証明書

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
備品購入費	住居地等記録端末等整備	1,141千円

4 補正予算額 1,141千円

〔特定財源〕国：1,141千円 中長期在留者住居地届出等事務委託費（10/10）

5 特記事項

スケジュール

令和7年		令和8年						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	■情報機器発注 (期限：令和8年1月末日)							
			■ソフトウェアインストール、 運用操作研修					
							■運用開始日 (令和8年6月14日)	



加須市長選挙執行に向けた準備

1 事業名

市長選挙執行事業

2 補正予算の理由・内容

令和8年4月24日任期満了に伴う加須市長選挙の日程（令和8年4月5日告示、令和8年4月12日選挙期日）が、令和7年9月1日開催の選挙管理委員会で決定したことから、この選挙執行に向け、令和7年度中に実施しなければならないポスター掲示板の設置や入場整理券の発送等に必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
人件費	・ 時間外勤務手当 ・ 委員費用弁償	354千円
消耗品費	・ ポスター掲示板（2段6区画） ・ 大型啓発看板（5枚）等	4,468千円
修繕料	・ 投票用紙枚数計数機及び投票用紙自動交付機点検	556千円
郵便料	・ 入場整理券等	4,385千円
委託料	・ 入場整理券等印刷	1,587千円
工事請負費	・ ポスター掲示板及び大型啓発看板設置等	5,913千円
	合 計	17,263千円

4 補正予算額 17,263千円



未熟児養育医療の申請者の増加 に伴う扶助費の増額

1 事業名

未熟児養育医療給付事業

2 補正予算の理由・内容

未熟児養育医療は、国の「未熟児養育事業の実施について」（令和5年6月16日こ成母第78号）に基づく制度で、身体の発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院治療の必要があると認めたときに、その医療費の自己負担分を市が保護者に代わり支払うものです。

今年度は、申請件数及び延利用件数の増加に伴い、未熟児養育医療費の給付が当初の想定を上回ることから、国の負担金を活用し、必要な経費を措置するものです。

給付等の実績【令和3年度～令和7年度】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
					(9月末時点)	(見込)
給付額	5,611千円	4,094千円	5,554千円	4,783千円	4,200千円	8,400千円
申請者数	23人	17人	26人	30人	21人	42人
利用延件数	67件	54件	80件	60件	57件	114件

3 補正予算の積算

科目	当初予算額 (A)	決算見込額 (B)	補正予算額 (B-A)
扶助費	5,484千円	8,400千円	2,916千円

4 補正予算額 2,916千円

〔特定財源〕国：1,458千円 未熟児養育医療費等国庫負担金(1/2)

県：729千円 未熟児養育医療費等県費負担金(1/4)



生活保護事業に係る医療扶助費の増額

1 事業名

生活保護事業

2 補正予算の理由・内容

生活保護事業における医療扶助費について、対象者の増加などにより当初の想定を上回る見込みであるため、国の負担金を活用し、必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

科目	当初予算額 (A)	R7.9月末現在	決算見込額 (B)	補正予算額 (B)-(A)
医療扶助費	958,080千円	478,629千円	1,004,940千円	46,860千円

- ① 令和7年度上半期における最も執行額が多い月の額を令和7年度下半期の各月の見込額として令和7年度下半期見込額を算出
- ② 令和7年度上半期の実績額に①を加え、令和7年度の決算見込額を算出
- ③ ②と令和7年度当初予算額との差額を補正予算として措置

4 補正予算額 46,860千円

〔特定財源〕国：35,145千円 生活保護費負担金（医療）（負担：国3/4、市1/4）

会の川用悪水路の護岸修繕工事に係る負担金

1 事業名

会の川整備支援事業

2 補正予算の理由・内容

令和7年9月6日に加須市大門町289番12地先の会の川護岸（左岸）約37mが崩落し、緊急で同年9月8日に見沼代用水土地改良区がブルーシート及び割栗石設置による仮復旧工事を行いました。

仮復旧の状態が続くと、さらなる被害拡大が懸念されることから、管理者である同土地改良区が本復旧工事を実施するため調整を進めており、この護岸工事費については、昭和47年見沼代用水土地改良区定例理事会の議決により、本市の地元負担率が8割となっています。

このたび、令和7年10月31日に同土地改良区から協議があり、同年11月5日に本市が承諾したことから、仮復旧工事費及び本復旧工事費の一部を地元負担分として負担するため、必要な経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

	市	土地改良区	合 計
負担割合	80%	20%	100%
負 担 額	64,219,920円	16,054,980円	80,274,900円

4 補正予算額 64,220千円

5 特記事項

崩落箇所位置図



※工事施工に時間を要し、年度内に完了できないことが想定されるため、繰越明許を設定します。



農地中間管理機構への農地貸付に対する 協力金の交付

1 事業名

農地利用集積推進事業

2 補正予算の理由・内容

国では、地域のまとまった農地を農地中間管理機構（加須市域は公益社団法人埼玉県農林公社）に貸し付け、農地の集積等を開始した地域に対して協力金を交付しています。

農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進するとともに、農地の確保及び有効利用を推進するため、新たに令和 7 年 11 月に農地の集積等を開始した本市の 1 地域に対し、県を通して国から交付される協力金を交付するものです。

協力金の種類	交付内容
地域集積協力金	地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る地域に交付

3 補正予算の積算

各協力金の交付単価は、国が定める各協力金の基準単価とする。

協力金の種類	地区名等	交付単価（10a 当たり）		交付対象 見込面積	交付見込額 （補正予算額）
地域集積 協力金 ※地域に交付	芋荳	機構の活用率 8 割超	28,000 円	737 a	2,063,600 円

4 補正予算額 2,064 千円

〔特定財源〕県：2,064 千円 機構集積協力金

5 特記事項

農地中間管理機構への農地集積実績

	地区数	面積(a)	交付額(円)	集積率(%)
平成 27 年度～令和 6 年度	41	247,440	424,253,850	36.7



農地の区画拡大に取り組む農業者に対する支援

1 事業名

ほ場等整備推進事業

2 補正予算の理由・内容

市では、意欲ある担い手農家が、農地の集積やほ場の区画拡大による農作業の効率化が図れるよう、本市独自の取組として、区画拡大の支障となる畦畔の除去や整地に係る費用の一部を助成する農地集積事業補助金による農業者支援を行っています。

ほ場の区画拡大への取組が増加し、当初予算を上回る見込みであることから、引き続き区画拡大に取り組む農業者を支援するため、必要な経費を措置するものです。

交付対象	事業に係る市内農地の耕作者
補助金額	畦畔除去400円/m、整地費10円/m ²

3 補正予算の積算

内容	当初予算額 (A)	9月末時点		10月以降見込		補正予算額 (B)-(A)
		交付決定	予算残額	申請見込※1	決算見込(B)	
農地集積事業補助金	6,030千円	4,931千円	1,099千円	3,719千円	8,650千円	2,620千円
うち畦畔撤去補助※2 (括弧内は畦畔延長)	-	2,248千円 (5,622m)	-	1,807千円 (4,518m)	4,056千円 (10,140m)	
うち整地補助※2 (括弧内は整地面積)	-	2,681千円 (268,146m)	-	1,911千円 (191,173m ²)	4,593千円 (459,319m ²)	

※1 令和6年10月以降の交付実績から算出
(大口) 3件 (その他) 17件

※2 畦畔撤去補助、整地補助に係る額は千円未満切捨て

4 補正予算額 2,620千円



中学校体育館等への空調設備整備

1 事業名

中学校施設整備事業

2 補正予算の理由・内容

学校の体育館等は体育や部活動等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、教育環境の更なる向上及び防災機能の強化を図るため、全ての市立中学校8校の体育館等への空調設備整備を進めています。

このたび、令和7年度当初予算で実施していた設計業務が概ね完了したことから、空調設備設置等工事に要する経費を措置するものです。

また、空調設備の整備と併せて、体育館等に併設されたトイレの改修や照明のLED化も実施します。

3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
委託費	空調設備設置等工事監理業務	74,173 千円
工事請負費	空調設備設置等工事	1,612,380 千円
合 計		1,686,553 千円

4 補正予算額 1,686,553千円

〔特定財源〕市債：1,682,100 千円 緊急防災・減債事業債、脱炭素化推進事業債

5 特記事項

○整備スケジュール

中学校 8校	令和7年度						令和8年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
設計	現地調査・設備設計・図面作成・積算											
工事					■第4回定例会		工事費補正予算					
					■入札							
						■令和8年第1回定例会	工事契約					
							機器発注・仮設工事・設置工事					
											■空調設備暫定使用開始(予定)	

※工事施工に時間を要するため、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。



学校給食の質・量・給食費の維持

1 事業名

給食センター管理運営事業

2 補正予算の理由・内容

食料品等の価格が上昇し食材調達に影響が出ている中、当初の想定を上回る物価高騰が続いていることから、引き続き学校給食費の保護者負担を増やすことなく、質（栄養バランス）や量を確保した学校給食を提供するため、賄材料費に対する物価高騰支援に必要な経費を措置するものです。

	R7当初（見込み）	令和7年7月末（実績）
1日当たりの賄材料費	2,512,518円	2,760,679円

3 補正予算の積算

賄材料費	当初予算額	決算見込額	補正予算額
賄材料費	479,891千円	535,168千円	55,277千円
うち物価高騰支援分	16,676千円	71,953千円※	55,277千円

※R7.4月～R7.7月までの給食日数・支払済額から1日当たりの賄材料費を算出した額に、R7.9月～R8.3月分までの給食日数を乗じた額（決算見込額）

4 補正予算額 55,277千円



第94号議案	加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第95号議案	加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

内閣府が定める基準の一部改正に伴う 所要の改正をするための条例改正

1 改正の趣旨

内閣府が定めている次の府令（以下「基準府令」という。）が一部改正（令和7年9月10日ほか公布・同年10月1日ほか施行）されたことに伴い、基準府令に準拠している条例について、基準府令と同様にそれぞれ所要の改正をします。

No.	基準府令	準拠している条例
1	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
2	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 主な改正内容

（1） 利用乳幼児に対する健康診断に係る所要の改正 【対象条例】上記1 No.1

母子保健法に基づく乳幼児の健康診査（1歳6か月児健診、3歳児健診等）の内容が家庭的保育事業所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。

（2） 児童福祉法の項ずれ等に伴う規定の整備 【対象条例】上記1 No.1・2

基準府令で引用している児童福祉法の規定の項ずれ等が生じたため、各条例の引用箇所を改めます。

現 行	改正後
児童福祉法第33条の10____各号	児童福祉法第33条の10第1項各号

3 施行期日

公布の日



第96号議案 加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第97号議案 加須市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の設備や運営に関する基準を定める条例の制定

1 制定の趣旨

「児童福祉法」の一部改正（令和6年6月12日公布・令和7年4月1日施行）に伴い、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、月10時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用できるよう新たに乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）が創設され、令和8年4月1日から本格実施されます。

これに伴い、国が定める基準府令に従い、こども誰でも通園制度の事業を実施しようとする者（以下「事業者」という。）が市の認可を受けるために必要な設備や運営に関する基準を定めるとともに、事業者が当該制度を利用することも及びその保護者（以下「利用者」という。）に対しサービスを提供するために遵守すべき基準を定めます。

2 主な制定内容

こども誰でも通園制度の事業を実施するために必要な基準を定めた次の条例について、新たに制定します。

（1）事業者が市の認可を受けるために必要な設備や運営に関する基準を定める条例

条例名	主な基準（例示）		
加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	設置する設備	満2歳未満	・乳児室(1.65㎡/人) ・ほふく室(3.3㎡/人)
		満2歳以上	・保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)
	配置する職員	・乳児おおむね3人に対し1人以上 ・1～3歳未満児おおむね6人に対し1人以上 ・半数以上は保育士であること。 ・専従職員を2人以上配置すること。	

（2）利用者に対しサービスを提供するために遵守すべき基準を定める条例

条例名	主な基準（例示）
加須市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	・事業者は、利用申込み後、保護者との面談をすること。 ・実費に要する費用の支払を受ける際は、あらかじめ保護者の同意を得ること。 ・運営に関する重要事項を記載した運営規程を定めること。 ・こどもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

3 施行期日

上記2 (1) 公布の日

上記2 (2) 令和8年4月1日